

○内閣府、厚生労働省、財務省、  
文部科学省、国土交通省、環境省、  
経済産業省、告示第八号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年  
厚生労働省、総理府、大蔵省、文部省、  
建設省、運輸省、農林水産省、通商産業省、  
郵政省、労働省、令第一号）第三条

第六項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第七項の規定に基づき財務大臣及び事業  
所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成二十二年八月  
内閣府、厚生労働省、財務省、  
文部科学省、国土交通省、  
経済産業省、環境省、  
省、省、  
告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月三十日

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	高市 早苗
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	萩生田 光一
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	江藤 拓
経済産業大臣	梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉  
環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件</p> <p>対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年厚生省、大蔵省、農林水産省、建設省、郵政省）</p> <p>省、文部省、通商産業省、労働省、令第一号）第三条第六項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を次のように定める。</p> <p>一 「略」</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十七項に規定する株式への一任運用をいう。）であつて、同条第十六項第三号イ及びロに掲げる要件を満たすもの</p> <p>二 「略」</p>	<p>対内直接投資等に関する命令第三条第七項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件</p> <p>対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年厚生省、大蔵省、農林水産省、建設省、郵政省）</p> <p>省、文部省、通商産業省、労働省、令第一号）第三条第七項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を次のように定める。</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十項に規定する株式への一任運用をいう。）であつて、同条第九項第三号イ及びロに掲げる要件を満たすもの</p> <p>二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (適用期日)

1 この告示は、令和二年五月八日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等について適用し、同日前に行った対内直接投資等については、なお従前の例による。